

# 佐野市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱

平成27年9月15日告示第192号

(趣旨)

**第1条** この告示は、市の区域内で催しを開催する者に対して、移動式赤ちゃんの駅を貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この告示において「移動式赤ちゃんの駅」とは、乳幼児のおむつの交換又は授乳を行うことができる移動式の施設をいう。

(貸出対象者)

**第3条** 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができる者は、市の区域内において次の各号のいずれにも該当する催しを開催する者とする。

- (1) 乳幼児及びその保護者が参加し、又は入場することができること。
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的としないこと。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのないこと。

(貸出期間)

**第4条** 移動式赤ちゃんの駅の貸出期間は、催しの開始の日の前日から終了の日の翌日までの期間とし、7日を限度とする。ただし、貸出期間が重複しない場合であって、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(貸出料)

**第5条** 移動式赤ちゃんの駅の貸出しは、無料とする。

(貸出しの申込み)

**第6条** 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、佐野市移動式赤ちゃんの駅貸出申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

- (1) 催しの内容、開催場所及び開催期間を確認することができる書類
- (2) 催しに係る配置図

2 前項の規定による申込みは、貸出しを受けようとする日の6月前の日から7日前までの間に、行うものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸出しの承認)

**第7条** 市長は、申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認をするときは佐野市移動式赤ちゃんの駅貸出承認通知書（別記様式第2号。以下「承認通知書」という。）を、承認をしないときは理由を付してその旨を申込者に通知する。

2 前項の場合において、貸出期間が重複する申込書の提出が2以上あったときは、これらの承認は、原則として、その受付の順序に従ってするものとする。

3 市長は、第1項の承認をする場合は、必要な条件を付することができる。

(貸出し及び返却)

**第8条** 移動式赤ちゃんの駅の貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認通知書を提示し、移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けるものとする。

2 使用者は、移動式赤ちゃんの駅を返却するときは、破損、汚損等の有無を確認しなければならない。

(使用者の責務)

**第9条** 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 移動式赤ちゃんの駅を他人に転貸しないこと。
- (2) 承認通知書に記載された催し以外に使用しないこと。
- (3) 移動式赤ちゃんの駅をその附属する取扱説明書に従い適正に管理し、及び使用すること。
- (4) 貸出期間を厳守すること。
- (5) 第7条第3項の規定により付した条件

2 使用者は、貸出しを受けた移動式赤ちゃんの駅を損傷し、又は全部若しくは一部を紛失したときは、損害賠償の責任を負うものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

3 使用者は、貸出しを受けた移動式赤ちゃんの駅の使用に伴い生じた事故について一切の責任を負うものとする。

(利用の取消し)

**第10条** 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、移動式赤ちゃんの駅の貸出しの承認を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反して貸出しを受けた移動式赤ちゃんの駅を使用したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により移動式赤ちゃんの駅の貸出しの承認を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により移動式赤ちゃんの駅の貸出しの承認を取り消すときは、理由を付してその旨を使用者に通知する。

(返還)

**第11条** 市長は、前条第1項の規定により移動式赤ちゃんの駅の貸出しの承認を取り消した場合において、既に移動式赤ちゃんの駅が貸し出されているときは、当該移動式赤ちゃんの駅を返還させるものとする。

2 前項の規定による措置によって使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(その他)

**第12条** この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、告示の日から施行する。